年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

熊本厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を44年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から45年5月1日まで 昭和44年5月1日から47年2月1日までA事業所に勤務していたのに、 厚生年金保険の記録では、資格取得日は45年5月1日となっている。申立 期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月1日からA事業所に勤務していたと主張している ところ、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間について、同事業所に 勤務していたことが推認できる。

また、A事業所に勤務していた同僚の調査により、同事業所においては、 就職後直ちに厚生年金保険の手続を行っていなかった事情がうかがわれるも のの、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった者のうち、6か月経過 しても厚生年金保険被保険者となっていない同僚は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様に学校に通いながらA事業所に勤務していた同僚2人は、「自分たちと申立人は同じ身分であり、申立人は、自分たちと同様の待遇でなければおかしい。」と証言しており、当該同僚らは、就職して5か月経過してから、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記2人の同僚と同様に就職して5か月経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えられるこ

とから、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年5月1日 までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたも のと認められる。

また、昭和44年10月から45年4月までの標準報酬月額については、上記の同僚のうち、申立人と就職日が近い同僚の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所(当時)の記録におけるA事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年10月から45年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までについては、複数の同僚証言により、A事業所に勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚のオンライン記録により、同事業所では、就職後数箇月してから従業員の厚生年金保険の手続を行っていた事情がうかがわれる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 554

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年9月及び 41 年2月から 42 年9月までの期間並びに 43 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和40年9月

② 昭和41年2月から42年9月まで

③ 昭和43年1月から同年3月まで

私は、以前から老後の年金については関心を持っていたので、会社を退職したらすぐに厚生年金保険から国民年金に切替手続をした。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 43 年 10 月ごろに払い出されており、その時点で申立期間をさかのぼって加入手続していることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を現年度納付することができなかったものと考えられる上、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、会社を退職したらその都度、厚生年金保険から国民年金に切替手続を行い国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶はあいまいであり、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、一緒に納付したとする申立人の夫に係る保険料も申立期間に対応する期間がすべて未納であるなど、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 555

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から54年3月まで

夫と同時に国民年金に加入し、申立期間の国民保険料は夫婦二人分を一緒に納付した。しかし、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した昭和52年2月に国民年金の加入手続を行い、申立人自身が一度も遅れることなく定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は52年4月ごろに払い出されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は55年2月ごろに払い出されたことが推認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号 が払い出されたとみられる昭和55年2月の時点では、申立期間の国民年金保 険料は、第3回特例納付及び過年度納付で納付可能であるものの、申立人は 当該特例納付等により保険料を一括納付した覚えは無いと説明しているなど、 ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年9月1日まで

私は、平成9年4月1日から10年3月21日までA事業所に正社員として継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言により、申立人が平成9年4月1日から10年3月21日までA 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認できる資料が無いため不明であると回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、オンライン記録において、申立人の前任者及び前々任者のA事業所に おける厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。